

ボイラの水面指示装置に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正事項

ボイラの水面指示装置に関する事項

改正理由

本会規則においては、冗長性の観点から、ボイラに対し 2 個以上の互いに独立した水面指示装置を設ける旨規定している。このうち 1 つの水面指示装置として、遠隔水面計を採用する場合にあっては、設計圧力 1MPa 以下のボイラに限り、当該遠隔水面計を高低水位の警報装置で代用することを認めている。

しかしながら、比較的小型のボイラであっても、警報装置ではなく遠隔水面計を採用することで、瞬時の水位状態が把握できるとともに、高低水位状態に陥った場合にも迅速な対応が容易となり、より安全性が向上することから、ボイラの水面指示装置に関する要件を見直すべく関連規定を改めた。

改正内容

ボイラの水面指示装置として遠隔水面計を使用する場合、設計圧力 1MPa 以下のボイラであっても、高低水位警報装置による代用を認めない旨規定した。

改正条項

鋼船規則 D 編 9.9.8